

2.4 その他（「第四次環境基本計画」に掲げられている事項等について）

（1） 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）

「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）の認知状況と具体化するための施策の内容について調査を行った。

① 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）の認知状況

■ 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）の認知状況については、全体では「知っている」が24.9%であった。

■ 人口規模別では、50万人以上の自治体において、「知っている」は約8割であった。一方、1万人未満の自治体は「知っている」は約1割となった。

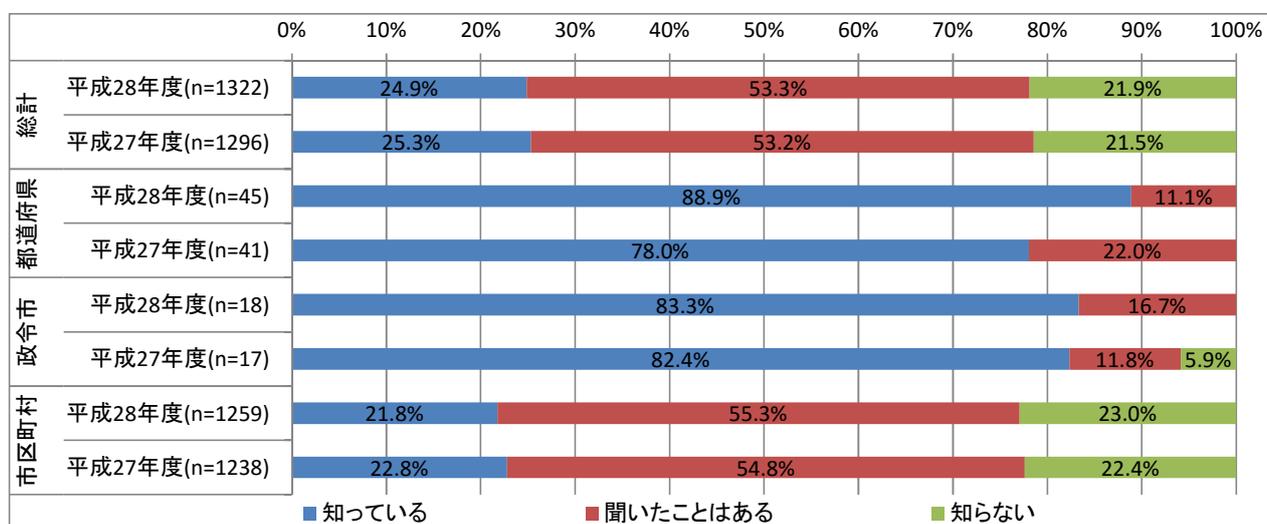


図 55 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）の認知状況

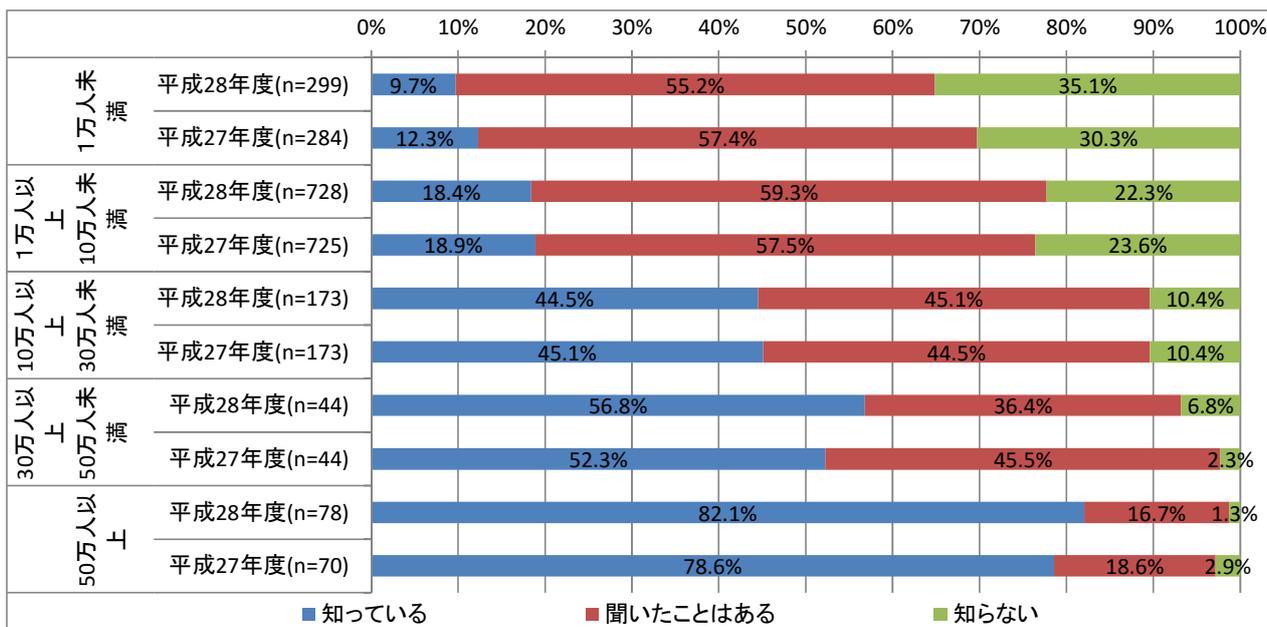


図 56 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）の認知状況（人口規模別）

② 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）を具体化するための施策の内容

■「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）を具体化するための施策の内容については、208件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。

■具体的に記載されていた主な内容を以下に示す。

<事例1>

・木質や廃食用油などバイオマスエネルギーの利活用推進や、再生砂を用いた浅場造成による生物の生息場整備、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備推進等に取り組んでいる。

<事例2>

・当自治体のバイオマス産業都市構想の基つき、間伐材などの未利用木質資源から薪を生産し、薪の流通を促進し、森を再生する「薪の駅構想」に取り組んでいる。町では、公共施設に薪ストーブを設置して町民への啓発を図るほか、薪ストーブ等を導入する一般家庭への助成を行い、エネルギーの地産地消の普及促進を図る。

<事例3>

・市民の持ち込みや給食調理場を巡回することにより回収した廃食用油を原料としてバイオディーゼル燃料を製造し、公用車や発電機の燃料として利用している。リサイクルによる廃棄物削減、油を適正に処理することによる水質汚濁防止に寄与する。

その他の事例を以下に示す。

・環境基本計画を策定し、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」を基本目標として各般の施策を実施している。

・市民団体、事業者、学校、行政等が連携し、環境に関する取組みや成果等を周知することにより、市民が地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量や3R推進など、環境について楽しみながら学び考えることができるイベントとして市の環境まつりを開催している。

・林業振興により、森林の二酸化炭素吸収機能の維持増進、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、循環資源の利用、適切な森林管理による生物多様性の保全を図っている。

・「低炭素・資源循環・自然共生」の三本を柱に、持続可能な社会の構築に向けてキャッチフレーズを用いて、各種の媒体を通じ環境配慮行動を広く市民に呼びかけている。

・地域木質バイオマスの利用推進。間伐材等の搬出や燃料化に係る支援や公共交通施設等への需要施設整備を行う。薪等は、中山間地域を中心に燃料生産、その近隣の需要先の確保を支援する。連携する市町村毎または連携してモデル事業を構築し、その共有を図り圏域内に複数の事業を展開する。また、原材料供給の補完や需要先の相互利用などを図る。木質ペレットは、圏内全域で燃料生産・利活用を推進し、スケールメリットを活かした流通環境の工場を図る。

・各分野において、地球温暖化対策実行計画、生物多様性戦略、一般廃棄物処理基本計画の3つの実行計画が連携して環境施策を推進している。

- ・再生可能エネルギーの転換推進、3Rによるゴミの減量・再資源化、里山・里海(アマモ場)再生の取り組みを行っている。
- ・CO2 排出削減、ごみ減量、環境保全活動参加について3ヶ月間取り組むことを宣言し、自己評価結果を市に報告した家族に認定書とエコグッズを進呈する事業
- ・環境学習、環境マネジメントシステムの普及、リサイクル、環境ネットワークの拠点を目指したエコセンターの設置を検討する。また、設置にあたっては、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)モデル施設とし、生物多様性に配慮した空間整備を行う。
- ・町の温泉施設の管理運営を指定管理者に委託しており、その施設のボイラーに木質パウダーボイラーを導入している。石油ボイラーに代わり木質パウダーボイラーを導入することにより、低炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けた取り組みをしている。
- ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し、低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする環境会議を設置し、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量化・再生利用の促進、自然との共生等に関する協議を行い、参加団体による実践活動等の推進を図っている。
- ・これまで「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築にかかる啓発活動を個別に行っていたが、平成 28 年度に環境イベントを開催し、総合的な啓発を実施した。
- ・不法投棄物の回収、分別の実施により、自然保全とリサイクル、ごみ焼却量減量による低炭素化が図られる。
- ・当自治体の環境基本計画の目標を達成するため、木質バイオマス利活用促進事業などの低炭素に係る施策、多量排出事業者抑制推進事業や農業用廃プラスチック処理対策などの循環に係る施策、地域の環境保全対策や新たなユネスコエコパーク登録などの自然共生に係る施策など、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進している。
- ・町の豊富な森林資源を活用し、不用材とされていた木材で燃料を製造。公共施設や地域に設置した木質ボイラーの燃料として使用し、住民はクリーンなエネルギーを享受している。この例は、カーボンフリーと地域の経済循環を生み出したほか。住民の森林整備をはじめとする自然共生への関心度を高めており、植樹や緑環境の整備への積極的な取り組みが加速化された。
- ・低炭素に関しては、エコドライブ運動などを推進。循環に関しては 3R(発生抑制、再使用、再利用)を進めるとともに、発生した廃棄物は適正に処理する。自然共生に関しては、公共空間や民有地の緑化を進め緑のふれあいを確保する。
- ・未利用材を駅施設の木質資源利用ボイラーに使用するバイオマス燃料に納入する者に対し、商品券により助成することで、町の豊かな自然に育まれた森林資源を有効活用し、低炭素社会の実現及び林業の振興を図ることを目的とする。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.133 から p.144 に記載している。

(2) 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感

国の第四次環境基本計画では「環境、経済、社会の統合的な向上」の必要性や「環境と経済の好循環」への期待が今後の環境政策の展開の方向性の中に記述されている中、「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれていることが実感できたかどうか、またその具体的な内容や効果について調査を行った。

① 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感

■「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」については「実感している」が、全体では1割未満となった。

■人口規模別では、30万人未満の自治体において、「実感している」が1割を下回った一方、50万人以上の自治体では3割を上回った。

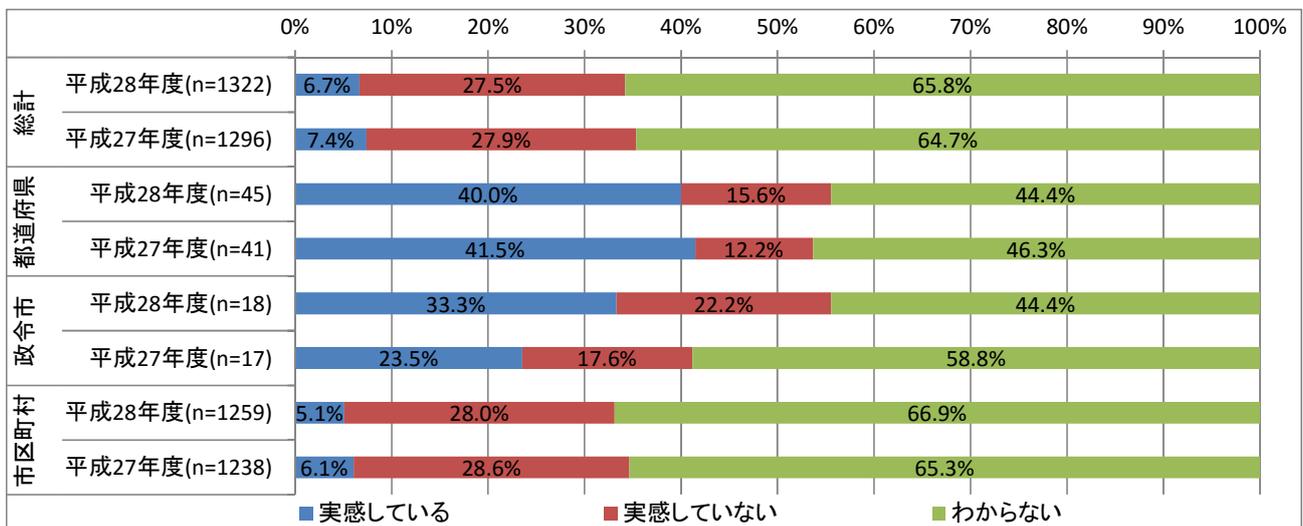


図 57 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感

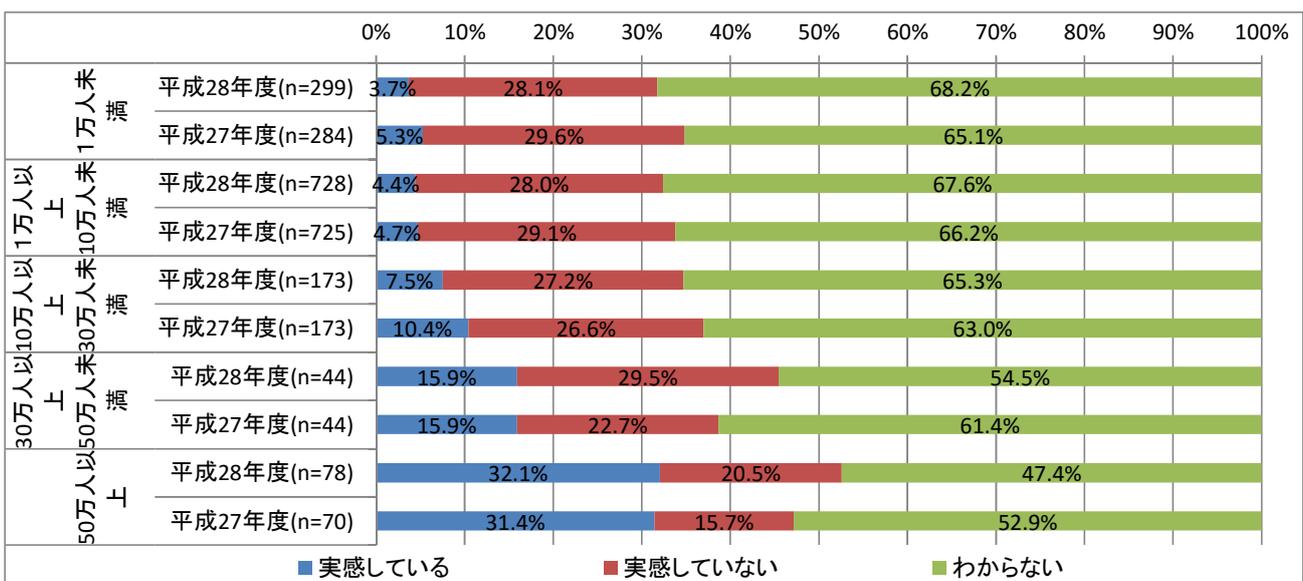


図 58 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感（人口規模別）

② 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感の具体的な内容や効果

■「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の具体的な内容や効果の把握の状況については、60件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。

■具体的に記載されていた主な内容を以下に示す。

<事例1>

・本市では、製造業の中小企業が多く密集している中、EMSを導入した一部の企業では環境負荷低減が品質向上、経済利益向上、社会的責任CSRといった、環境・経済・社会の統合的な取り組みとして、環境経営・社会貢献を率先して実践してきているところがある。近年では3S、5S活動がどの程度、利益につながるかといった点を定量的に研究する事業者まで出てきている。

<事例2>

・エネルギーの地産地消のモデルをつくるエコタウンプロジェクトでは、住宅への太陽光発電設備や省エネ設備の導入を集中的に進める重点実施街区をモデル市内に指定し、それら設備の導入促進に当たり、住民と事業者を繋げる様々な取組を行った。その結果、重点実施街当自治体内の設備導入の9割以上が県内事業者（県内支店を含む）による施工となり、地元事業者を活用した地域経済活性化につながる取組となった。現在は、この取組の経験と知見を活かし、モデルの普及拡大を推進している。

<事例3>

・木質ペレット事業を推進することにより、森林の適正な整備、廃棄物の減量、カーボンニュートラル、森林吸収源の確保の効果がある。また、地域産業振興効果として、木質ペレット販売金額分が一次波及として地域に還流しているとともに、関連作業員の雇用の確保にもつながっている。

<事例4>

・グリーン購入法が施行された平成13年から現在にかけて、国等においては特定調達品目の調達実績が大幅に増加し、近年は調達率90%以上と非常に高い水準を保っている。それに伴い、環境配慮型商品の市場占有率が順調に拡大しており、このことは環境と経済の好循環が生み出した結果だと考える。

<事例5>

・主に自然エネルギーの普及に関して、太陽光発電システムの普及、市民発電事業の開始や、省エネリフォーム、エコ家電の普及といった省エネルギーに関する分野において、環境と経済の好循環が生まれていると感じる。

<事例6>

- ・新たな循環ビジネスの事業化のための調査検討や先導的なリサイクル施設の整備等に対する補助を行っている。これにより、めっき廃液から重金属を回収し再利用するビジネスモデルが構築され、また、食品廃棄物から家畜の資料や肥料を製造し、再利用するバイオマスの地域内循環の取組が進められている。

<事例7>

- ・革新的技術開発の取組として、水素関連では地元企業等と連携し、先駆的な「水素サプライチェーン構築実証事業」、「水素エネルギー利用システム開発実証事業」を推進している。また、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素を製造・供給する水素ステーションの整備を進めた。これらの取組により、二酸化炭素排出量が削減されるだけでなく、水素関連産業が育成・集積され、当自治体の経済の活性化につながっていると実感している。

その他の事例を以下に示す。

- ・再生可能エネルギー（太陽光発電）施設整備などは、公共だけでなく民間事業者、一般住宅へと大きく広がりを見せており、当市においても設置戸数は伸びている。
- ・ハイブリット自動車や省エネ家電の普及
- ・市の施設に再生可能エネルギーや省エネ機器を導入したことにより、エネルギー使用量、光熱費共に削減することができた。
- ・県内において自伐林家等が搬出した木材を地域通貨券で買い取り、木材は燃料として利用している事例がある。
- ・産業部門において製品出荷額あたりの二酸化炭素排出量が減少傾向にある。
- ・事業者による、温室効果ガス排出削減に向けた省エネルギーや環境マネジメント構築等の取組について、コスト削減や経営改善につながる、とする事業者の意見が聞かれること
- ・森林バイオマス利用分野。経済効果は、化石燃料の削減効果が、地元からの燃料調達や雇用の増大に結びついている点など
- ・LED等の環境負荷の小さい製品への買い替え等による好循環
- ・節電による経費負担の減少
- ・報道紙面等で、太陽光発電や、エネファーム、HEMSなどといった、再エネ省エネ機器の進歩と普及を感じている。
- ・森林保全のための売上げの寄付など、環境分野への企業の取組がテレビコマーシャル等で放送されるようになっていること。また、その背景として欧米の投資家などには、企業の社会貢献活動を評価する動きがあり、その中で環境保全の取組も評価の対象とされていること。
- ・当自治体のプロジェクトでは、里山保全という環境面と木質チップの地域循環（地産地消）、それに商品券による地域経済の喚起という好循環が生まれている。
- ・事業者を対象に実施した環境意識調査（H27.2月）では、環境に配慮した取組を経営の重要な要素として認識している事業者が約90%にのぼり、約6割が、省エネ・省資源対策などの

取組を実施しており、経済活動における環境配慮が、環境保全のみならず経済活動自体のためにも重要であることが明確化してきている。また、産学官協働による環境研究や技術開発など、環境と経済の好循環を目指す当自治体独自の取組が進められている。

- ・ 地元の温泉地にバイナリー発電所が設立され、売電することにより一定の経済活動が新しくスタートできていること
- ・ 廃棄物の焼却熱による発電を実施しており、資源の好循環が生まれていると感じている。
- ・ 定量的に把握しているわけではないが、省エネ家電製品に買い換える者への補助等を実施することで、消費者の購買意欲を促進し、環境と経済の好循環が生まれているように感じる。
- ・ 環境と経済の好循環という点では、廃棄物の処理に関して、民間事業者の中でリサイクルや再生利用が活性化しており、新たな事業の創出や循環型社会の構築につながっていると考えられる。
- ・ 再生可能エネルギー固定価格買取制度の発展は、「環境と経済の好循環」の象徴だといえる。
- ・ 水質改善の向上、自然再生における住民の理解、地球温暖化対策における太陽光エネルギーの導入
- ・ FIT が再エネ導入の促進や設備機器の価格下落に大きく寄与していたり、パリ協定の発効後世界では低炭素のための環境ビジネスが進もうとしていること
- ・ 本市では、公害問題に取り組んできた結果として、世界に誇れる環境技術やノウハウが多数蓄積され、そこで培われた「環境」と「産業」の高度な調和により、新たな産業の創出など環境先進都市へと変貌を遂げている。
- ・ 地方自治体の環境部門と地域金融機関が連携をとっている取り組み
自治体がエネルギーの地産地消を考え、民間と協働で電力会社を立ち上げている。
- ・ 豊かな自然環境を観光資源として活用したエコツーリズムや農産物を活用した6次産業化など、地域独自の資源を発掘、保全、活用を図る声があることから、各地に数多く存在する地域の活性化に繋がる地域資源の活用を進めている。
- ・ 低炭素・循環・自然共生の取組として、地域資源を活用することにより、事業や雇用の創出が図られるとともに、域内経済が活性化されたため。
- ・ 当自治体には、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスが地域資源として豊富に存在している。平成27年度に、これらを原料とする当自治体初の木質バイオマス発電書が完成・稼働しており、林業の振興や新たな雇用の創出に寄与している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p. 144 から p. 148 に記載している。

(3) 「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野における国の支援（補助金）を活用した事業の実施状況

国の第四次環境基本計画に掲げられた「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野に関しての国の支援（補助金）を活用した事業の実施状況と、具体的にどのような事業か、どのような成果かについて調査を行った。

① 事業の実施状況

■「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野に関しての国の支援（補助金）を活用した事業の実施状況について、全体では「実施中又は実施したことがある」が約1割となった。

■人口規模別では、10万人未満の自治体において、「実施中又は実施したことがある」が1割を下回った一方、50万人以上の自治体では3割程度となった。

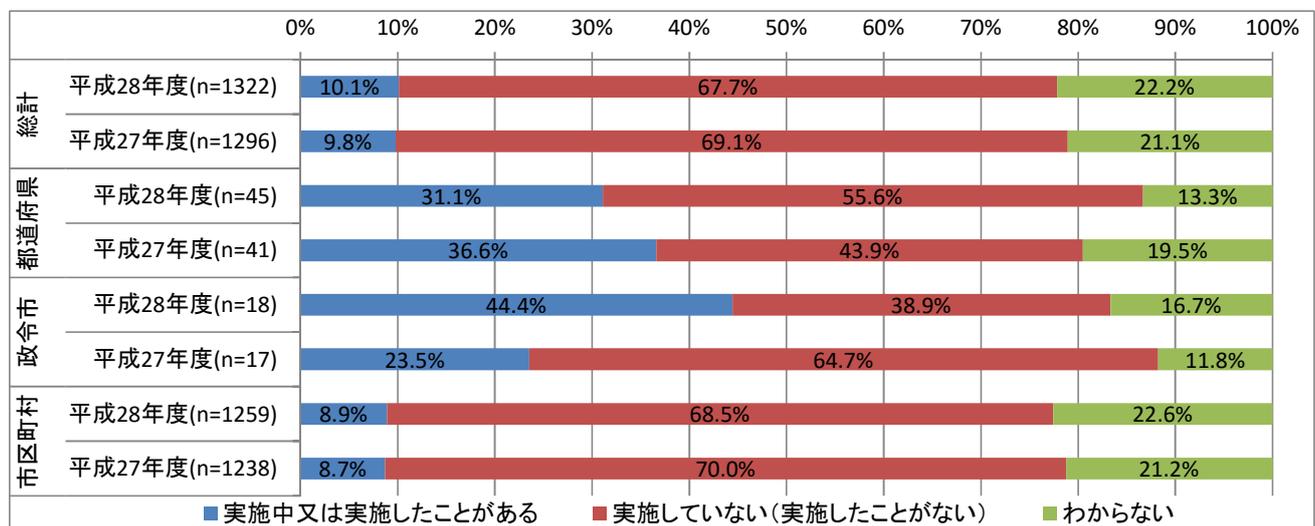


図 59 国の支援（補助金）を活用した事業の実施状況

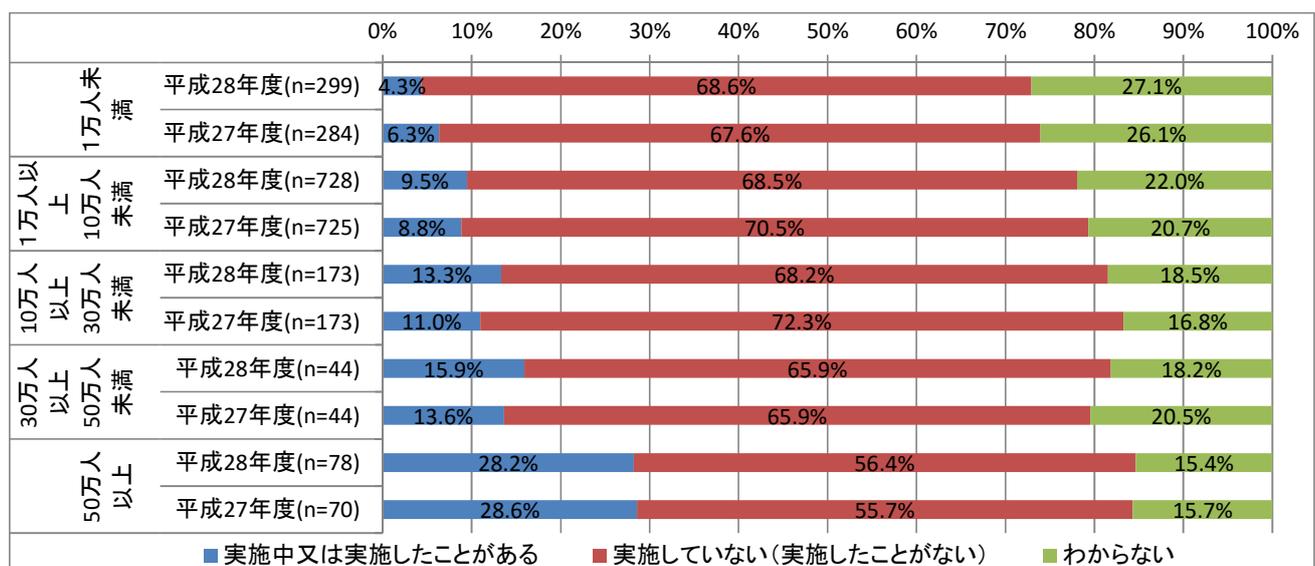


図 60 国の支援（補助金）を活用した事業の実施状況（人口規模別）

② 事業の内容やその成果

■実施中又は実施したことのある事業について、具体的にどのような事業か、どのような成果かについては、114件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。

■具体的に記載されていた事業内容で主なものを以下に示す。

<事例1>

・グリーンパートナーシップ事業による補助を受け、本市におけるバイオガス(生ごみ)発電事業の実現可能性調査を行った。調査によって、当該事業の発電量、発電に要する生ごみ量の他、二酸化炭素排出削減量の推計ができた。

<事例2>

・多面的機能支払制度により、農地・農業用水等の良好な保全活動を地域ぐるみで行う集落への支援を実施／中山間地域等直接支払制度により、平坦地との生産条件の格差を補填するため、中山間地域等における農業活動への支援を実施／県内各地における「食と農の見学・体験学習会」の開催(地域の農業生産者、生産グループと連携した農作業体験、地元食材を使用した調理体験等の機会の提供)／県と民間企業、森林組合連合会との林業に関する包括連携協定に基づき、未利用間伐材を木質バイオマスボイラーで発電だけでなく熱源としても利用する取組への支援を実施。間伐材の需要増加による「林業の収益性の向上」、重油利用の大幅な削減による「地球温暖化の防止」、県内の製造業者が開発した木質チップ製造機による「新たな分野での販路拡大」、購入電力量の削減に伴う「エネルギーコストの削減」の効果がもたらされた。

<事例3>

・生活雑排水の適切処理のための合併処理浄化槽設置費用について補助を行う浄化槽普及推進事業。生活雑排水処理については下水道の他いくつかあり、合併処理浄化槽設置を推進したことによる定量的評価は尽きないが、周辺環境には良い効果はある。

<事例4>

・再生可能エネルギー等導入推進基金(GND基金)を活用し、市役所本庁舎・小学校3校へ太陽光発電システム及び蓄電池を設置した。温室効果ガス排出量の削減のみでなく、啓発効果も得られ、地球温暖化防止に向けた環境づくりに有効であった。また、災害時の対応も期待できる。

<事例5>

・下水道における再生可能エネルギーの導入促進(国土交通省)。当自治体の下水処理場では、排出汚泥の量を削減するために、消化設備を導入している。排出汚泥量の削減には貢献しているものの、消化工程で発生する消化ガスの利用は一部に留まっていたため、再生可能エネルギーの有

効利用の一環として、消化ガス発電設備の導入に至った。平成26年度、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、循環型社会の構築及び地球温暖化防止に寄与し、未利用の消化ガスを有効利用するため、下水処理場に汚泥消化ガス発電設備（25kW）を3台導入した。平成27年度にはさらに汚泥消化ガス発電設備（25kW）2台の消化ガス発電設備を導入した。このことにより、年間90万kWhの電力削減、温室効果ガスの削減効果は年間約650tとなり、より一層の環境へ貢献できた。

また、平成26年度に、当自治体の行う環境への取り組みを多くの方に知ってもらおうと、消化ガス発電設備の愛称を市内の小学生から募集した。その後、愛称の優秀賞の表彰式を兼ねた発電開始式を大々的に執り行い、多くのメディアに取り上げられた結果、多くの市民の方の環境意識を高めることに貢献できた。

<事例6>

- ・消費者庁の消費者行政活性化事業補助金を活用して、食べることの楽しさや、食べ物の大切さを忘れない心を育み、食べ残しによる食品ロスを減らすため、食品ロス削減啓発用紙芝居を作成した。保育士を中心としたプロジェクトチームが現場での実体験を基に作成し、園児が身近に感じられる内容となっている。作成した紙芝居は、市内の全市立及び私立保育園・幼稚園に配付することで、園での生活の中で日常的に使用してもらおうとともに、データをホームページ上に掲載し、全国でも使用できるようにした。本市の各市立保育園で年1回実施している園児を対象とした参加型環境教育により変化した園児の意識を継続させる狙いがあることから、今後紙芝居による効果を検証していきたい。

その他の事例を以下に示す。

- ・循環型社会形成推進交付金により3R推進施設を設置。特に粗大ごみの再生販売に注力しており、年間千点以上の物品を販売。ごみ減量効果だけでなく、市の歳入、市民の経済活動へも貢献している。
- ・合併処理浄化槽整備にあたり国からの助成を受けている。
- ・外来生物法によるある特定外来生物の駆除活動を推進し、地域の生物多様性の保全再生等に資することを目的に、自治体、事業者及び研究者からなる対策推進協議会を設立した。

【補助金名】

生物多様性保全推進交付金（環境省）

【実績】

協議会では、対象となる特定外来生物の駆除体験会等を実施し、防除対策への市民参加、市民調査及び普及啓発について、多くの効果が得られた。また、防除の推進にあたって、駆除実践者のみならず、対象となる特定外来生物に関わる様々な主体（生産者、販売者等）との連携・交流の場を持つことができた。

- ・平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業を実施

- ・市地球温暖化防止活動推進センターの活動については、国の支援を受けて事業を行っています。今年度から新たにセンターを指定し活動を始めたため、周知イベントを行いました。適応などについても積極的に取り組んでいるため事業者に向けても地球温暖化を発信し、企業活動につながることも期待しています。
- ・森林環境保全整備事業【実施中】。森林所有者等が実施する植付け、下刈り、間伐、路網整備等の森林整備に対して、「森林環境保全整備事業」により助成するもの。適切な森林施業の実施により、森林が健全な状態に保たれ、林産物の供給はもとより、水源の涵養、山地災害の防止等、多面的機能の発揮に貢献している。
- ・〈事業概要〉

集落活動の担い手が減少している集落を応援するため、生活道の草刈や水路の清掃、運動会等の地域行事の支援を希望する集落と、その集落をボランティアで応援したい企業、大学、NPO等をマッチングさせ、都市と集落の交流を支援する。
- ・〈事業実績〉

平成 26 年度：支援集落数 12、参加応援団(延べ)33
 平成 27 年度：支援集落数 15、参加応援団(延べ)46
 平成 28 年度：支援集落数 23、参加応援団(延べ)84
- ・〈事業成果〉

本事業は、集落環境の維持・保全等が困難な地域に対する直接的な人的支援であり、環境維持の面からも地域への貢献度は高い。また、応援団においてもボランティア活動を通じた集落との交流機運が高まっており、参加数は増加傾向にある。
- ・水産多面的機能発揮対策事業。水産業は、住民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、干潟等の保全、ヨシ帯の保全、浮遊堆積物の処理など環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる水域の確保などを担っている。この水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動の支援により、環境だけでなく社会・経済面の効果を得ている。
- ・地域環境保全対策費補助金を活用し、①公共施設省エネ改修事業、②事業所省エネ改修等支援事業等を実施した。①については、一般市民の利用が多い保健所などの公共施設について、蛍光灯安定期や冷暖房機器の取替など複数の省エネ改修を組み合わせ実施し、②については、事業者が行う省エネルギー設備等の導入や省エネルギー化のための改修工事を支援した。これらの事業により、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民や事業者に対して地球温暖化防止に向けた取り組みの重要性を啓発した。なお、補助金活用事業全体の経済効果は3年間の合計で約17億円である。
- ・多面的機能支払交付金を利用し、未舗装の農道の舗装等を行っている。
- ・グリーンプランパートナーシップ事業により、小水力発電、バイオマス利用について利用可能性を調査し、今後の導入推進の参考としている。
- ・地域グリーンニューディール基金を活用し、都市公園内に太陽光発電施設を整備し、温暖化防止に貢献しているという、より市民に親しみやすい公園とすることができた。
- ・再生可能エネルギー等導入推進基金を起債。平常時における低炭素化を図るとともに、災害時にも防災拠点として機能しうる電力を確保

- ・災害時には市庁舎の代替施設及び避難所として活用される公民館と小学校の複合施設に太陽光発電システム及び蓄電池を設置したことにより、再生可能エネルギーの導入に加え、環境教育に寄与している。
 - ・住宅用太陽光発電導入支援補助事業。日照量の多い地域であるため、多数の家庭に普及し、経済的な効果はあった。また、事業終了後も設置者が多いことから、独自で補助事業を実施している。
 - ・小規模地方公共団体における LED 街路灯等促進事業における補助により、市内の街路灯をリース方式で LED 照明に更新した。成果として、街路灯による温室効果ガスの排出量が前年度比 177,341.46kg-CO2 削減できた。
 - ・「地域環境保全対策費補助金」を活用して基金を設置し、環境保全に関する基盤整備（県地域環境センターの設置）や環境保全活動（出前講座や自然観察会等）を実施しており、県民等の環境問題に対する意識を高め、人材育成に寄与している。
 - ・「循環型社会形成推進交付金」を活用して、市町村の一般廃棄物処理施設を整備している。リサイクルセンター、熱回収施設の整備等により、循環型社会の形成を図っている。
 - ・国の補助金を活用し、リユースイベントを開催した。その後、国の補助金は無いがこのリユースイベントを継続して行っている。
 - ・平成 27 年度「低炭素・循環・自然共生」地方創生実現プラン策定事業の地区選定を受け、この事業のメニューとして、木材産業研究会を立ち上げ、林業・木材産業の振興と需要拡大を図ることにより、低炭素社会の実現に向けて取り組んでいる。森林・林業・木材産業は、本市の基幹産業であり、この分野の振興を図ることは、「環境、経済、社会の総合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれる。
 - ・本市の小中学校向けの認定制度である当自治体の学校版 ISO (PDCA サイクルを用いた環境負荷低減) を市内全校へ導入するため、国の緊急雇用創出事業を活用し市環境学習支援室を平成 23 年度に設置した。平成 24 年度からは事業を一般化し、当自治体の学校版 ISO の導入の他、小中学校の環境学習に関する支援を行っている。
- 平成 27 年度においては、市内全小中学校のうち、約 3 分の 1 が認定を受け、児童生徒が節電や節水、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる。また、総合学習や社会等の教科教育に対する講師派遣を実施しているが、年々、学校からの派遣依頼も増えてきており、小中学校における環境教育・環境学習の推進に寄与している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p. 148 から p. 156 に記載している。

(4) 環境省での環境基本計画の見直しの本格的実施のための検討に当たって留意すべき事項

環境省での環境基本計画の見直しの本格的実施のための検討に当たって留意すべき事項（理念・方向性・施策等）について調査を行った。

■留意すべき事項について、具体的にどのような内容かについては、71件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。

■具体的に記載されていた主な事業内容を以下に示す。

<事例1>

・再生可能エネルギーについて。再生可能エネルギーは、重要な低炭素の国産エネルギー源であると認識しており、固定価格買取制度の開始されてから、特に太陽光発電施設設置が急速に増えてきています。地球温暖化対策の観点では望ましい傾向と言えますが、反面、大規模太陽光発電施設においては、地域の自然及び生活環境や景観への影響に関するトラブルが増えてきているのも実情です。このため、次期環境基本計画において、再生可能エネルギー推進の将来の方向性を明確に定めるとともに、施設設置にあたって自然環境等との調和を図っていくような具体的な施策内容を盛り込んだ策定をお願いします。

<事例2>

・将来の二次エネルギーの中核と位置付けられている「水素」については、平成26年6月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が策定され、水素社会の実現に向けた取組みが進められることとなっているが、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で多くの課題が存在している。水素は地球温暖化対策上も重要なエネルギーであり、環境基本計画においても具体的な施策の展開について留意すべきと思われる。

<事例3>

・環境問題は、アスベストのように、開発当初は画期的な内容であったものが、時間の経過や技術の更なる進歩により問題に気付く、ということが多々あるように思われる。現在、再生可能エネルギーの活用として設置が進む太陽光パネルも、廃棄について既に問題となっていると認識している。第四次計画に記載されている内容であるが、「拡大生産者責任」「源流対策の原則」などについて、しっかりと規定していくことが必要であると考えます。

<事例4>

・国・県・市町村の役割・負担の適正化(実行可能となるように)／市町村における環境行政の実施体制について、現場を把握して欲しい。(人員不足です。)／本市の場合にあっては、地理的に中央から離れており、旅費が確保出来ないため、必要な又は関心のある研修や会議に参加出来ない。／現状では、新たな計画・施策が下りてきても、実施どころか、中身を勉強する時間も機会もない。

<事例5>

- ・人口減少が急激に進む中、地域の活力低下、環境保全の担い手不足などが懸念されることから、次期環境基本計画においては「地方創生」の視点を重点的に取り入れ、「国立公園満喫プロジェクト」のような、魅力ある自然を守りつつ、利活用していくことにより地方活性化を図るための規制緩和や取組等を積極的に盛り込んでいただきたい。

<事例6>

- ・個別計画が充実してきている中では、環境基本計画はSDG'sや総合的アプローチの観点を踏まえた施策や横断的施策を位置づけ、網羅的に施策を位置づける各種個別計画とは役割を明確に分けた方がよいのではないのでしょうか。その場合、事象面で分けた重点分野のうち、「大気環境」や「化学物質」について、個別計画が欠如している状況になりますので、上記の役割分担を他分野と同様に考えた場合、これらをまとめた個別計画の作成の予定はあるのでしょうか。（公害防止計画の活用でよいかもしれませんが、位置付けなどが違い、そのまま適用することが難しいと思われます。）

<事例7>

- ・定量評価と地方団体の取組強化。地方団体の取組みは首長の考え方によるところが大きく、各団体の意識には大きな差があり、国は、半強制的に地方団体の取組みを促す必要があると考える。その一つのツールとして、各団体の取組みを定量評価し比較・公表するなどの施策もありうると考える。また、それによって地方団体が目指すべき目標値の設定にも資すると考える。

<事例8>

- ・日頃から、住民向けの施策を実施するにあたり、住民等から「地球環境保護は大事だが、言葉や提唱される概念が難しく、とっつき辛い」と指摘されることが多い。国の次期環境基本計画の策定にあたり、理念・方向性・施策の普及啓発を図る際には、分かりやすい言葉やコピーライティング的な用語（クールビズのようなもの）を開発するなど、国民にとって一層とっつきやすくなる配慮をされたい。

その他の事例を以下に示す。

- ・「環境、経済、社会の統合的な向上」及び「環境と経済の好循環」を実現するための施策を充実させること
- ・「SDGs（「持続可能な開発目標」）」や地方自治体による地域レベルでの取組による地方創生の実現に向けた視点
- ・地方部の経済が疲弊しつつある状況を踏まえ、環境保全と両立した、自然資源等の活用による地域経済活性化という観点をさらに重視し、取組みを強化いただきたい。

- ・再生可能エネルギー（特に太陽光発電施設）の普及と施設設置による環境破壊（森林伐採、景観等）のバランス
 - ・大きな都市部以外の、小さな自治体でも取り組める方針を入れてほしい。特に、予算も人員も限られている中で実施できることを、方針や理念として取り上げてほしい。
 - ・大きなテーマを掲げるだけでなく、家庭や個人単位への呼びかけも行ってほしい。
 - ・日本の豊かな環境を守り、未来に引き継いでいくためには、誰かに任せるのではなく、国民全員で施策に取り組んでいくことにより、持続可能な地球環境につながっていくものです。こうした中、地方公共団体等の役割を明確にしていきながら、多様な主体との連携を踏まえた計画の実行がさらに重要になっていくのではないかと考えます。
 - ・地球（環境）ありきの生命・人間活動であり、成熟国家である日本が経済成長のみを追い求めるのではなく、将来の生命の存続を第一に考え、理念、方向性、施策等トータルで世界を誘導していけるような実践可能な策定願いたい。
 - ・計画を具体化するために各自治体を資金面・人材面で全面的にサポートする体制作りを盛り込んでいただきたい。
 - ・空家特措法の施行に伴い、草木が繁茂した状態であれば、病虫害の温床になる恐れがあることから環境課主導で対応するケースが増えている。
 - ・現行の計画は、施策体系が細かすぎて全体像が把握しにくいいため、できるだけ簡潔明瞭な内容に見直してほしい。
 - ・再生可能エネルギーの推進にあたり、国立公園内への大規模な開発を伴う施設の整備を抑制するなど、自然環境との調和を重視した方向性を検討いただきたい。
 - ・都市部でも環境が非常に良くなっているので、引き続きより良い環境が継続出来る内容にしていただくと共に、夏の猛暑対策や災害対策など市民が快適で安心、安全な社会となる計画にしていいただきたい。
 - ・将来を担う子どもたちの環境教育の充実を切に願います。
 - ・政府がパリ協定の採択を受けて目標とした、温室効果ガスの排出削減数値の達成に向けた、明確な根拠のある具体的な方法について示してほしい。
 - ・国民全員の取り組むべき内容の提起
 - ・少子高齢化が進む中、里山を始めとする中山間地域の環境維持について、また小規模市町村における行財政体質の変化に留意してほしい。
 - ・容器包装廃棄物のリサイクル促進のため、デポジットや有価売却制度導入を進められたい。
- など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p. 157 から p. 160 に記載している。